

一般社団法人へいわ創造機構ひろしま定款

第 1 章 総 則

(名称)

- 第 1 条 当法人は、一般社団法人へいわ創造機構ひろしまと称する。
- 2 英文では、**Hiroshima Organization for Global Peace**と表記し、その頭文字等を取って**HOPe**（ホープ）と略称する。

(事務所)

- 第 2 条 当法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

- 第 3 条 当法人は、様々な主体とのネットワークを構築しながら、国際社会の平和と発展への貢献、さらには、地方自治、経済、教育の振興に取り組み、核兵器のない平和な世界の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 核兵器廃絶と国際平和の実現に貢献する調査・研究事業
 - (2) 持続可能な発展に向けた新たな政策づくりに関する調査・研究事業
 - (3) 核兵器廃絶と国際平和の実現に貢献する人材育成及び教育・啓発事業
 - (4) 核兵器廃絶に向けた賛同者の拡大と行動につなげる情報発信事業
 - (5) 平和問題解決へ主体的に行動するコミュニティの形成事業
 - (6) 平和に関する資源の集積事業
 - (7) 前各号に係る会議等の開催及び政策提言事業
 - (8) 前各号に係る地方自治、経済及び教育の振興事業
 - (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の構成)

- 第 5 条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 特別会員 当法人の目的に賛同して事業に協力するために入会した個人及び団体（前号に掲げるものを除く。）
- 特別会員は、総会において意見を述べることができる。ただし、議決には加わらないものとする。

(入会)

第 6 条 当法人に入会しようとする者は、法人所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は特別会員となる。

(任意退会)

第 7 条 会員は、理由を付して退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 8 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、その総会の 1 週間前までに、理由を付してその旨を通知し、かつ総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、理事長は、除名した会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 会員である団体が解散又は破産したとき。

2 会員が前 2 条又は前項の規定により会員資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失う。

第 4 章 総 会

(構成)

第 10 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 11 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総会の招集は、開催日の1週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使できるとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第14条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、当該総会において出席した会員の中から互選で定める。

（議決権）

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第16条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない

い。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(代理)

- 第17条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第18条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間保存する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(総会の運営)

- 第20条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 専務理事を業務執行理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事長の命を受けて、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任

する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員に対し、報酬等として、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(会長)

第28条 当法人に、会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会において選任する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応えるとともに、総会及び理事会において意見を述べることができる。ただし、議決には加わらないものとする。
- 4 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 役員が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一

般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間保存する。

- 2 出席した理事長及び監事全員は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が当該理事会に出席していない場合は、当該理事会に出席した理事全員及び監事全員が記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度開始前に、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第1号、第2号及び第5号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。
- 3 当法人は、第1項の定時総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併等)

第45条 当法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人の目的に類似する目的を有する公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第51条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

【住所略】

設立時理事 阿部 信泰

【住所略】

設立時理事 太田 昌克

【住所略】

設立時理事 加治 慶光

【住所略】

設立時理事 佐々木 茂喜

【住所略】

設立時理事 戸崎 洋史

【住所略】

設立時理事 庭田 杏珠

【住所略】

設立時理事 濱本 清孝

【住所略】

設立時監事 足立 太輝

【住所略】

設立時監事 金本 善行

【住所略】

設立時代表理事 阿部 信泰

(設立時社員の名称及び住所)

第52条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

広島市中区小町4番33号

設立時社員 一般社団法人中国経済連合会

広島市中区基町5番44号

設立時社員 広島商工会議所

広島市中区基町5番44号

設立時社員 広島経済同友会

広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル6階

設立時社員 広島県経営者協会

広島市南区金屋町1番17号

設立時社員 日本労働組合総連合会広島県連合会

広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

設立時社員 国立大学法人広島大学

広島市南区宇品東一丁目1番71号
設立時社員 広島県公立大学法人
広島市安佐南区祇園五丁目37番1号
設立時社員 学校法人石田学園
広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号
設立時社員 学校法人修道学園
広島市東区牛田東四丁目13番1号
設立時社員 学校法人広島女学院
広島市中区中町8番18号
設立時社員 公益財団法人ひろしま国際センター
広島市中区紙屋町一丁目6番1号紙屋町ガレリア303号室
設立時社員 特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター
広島市中区小網町2番1号ハラダビル2F
設立時社員 特定非営利活動法人NGOひろしま
広島市中区基町10番52号
設立時社員 広島県

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。